

## 会議録

会議の名称	平成20年度第5回下水道審議会
開催日時	平成21年2月25日（水曜日） 14時00分から15時30分まで
開催場所	保谷庁舎 四階会議室
出席者	委員：河合委員、島田委員、末光委員、中島委員、野口委員（伊村委員欠席） 事務局：安藤下水道課長、平井係長、西野主査、新都市建設公社 コンサルタント
議題	1 西東京市汚水ポンプ場等庁内検討会議検討報告書について 2 その他
会議資料の名称	資料1：事業採択後10年を経た事業に係る評価手法選定表 資料2：再評価チェックリスト 資料3：西東京市公共下水道事業（汚水）再評価費用効果分析結果 資料4：西東京市公共下水道事業（汚水）再評価 資料5：西東京市汚水ポンプ場等庁内検討会議検討報告書（抜粋）
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録

### 会議内容

会長：

ただいまから、第5回下水道審議会を開催いたします。  
本日の内容や予定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

本日は、都合により、伊村委員から会議を欠席するとの連絡がございましたのでご報告いたします。（配布資料の確認。）

会長：

前回の雨水の経緯についてお話をえませんか。

事務局：

第3回の審議会で答申をいただきました内容につきまして、都の担当をとおし、国へ提出させていただきました。この結果ですが、1月28日に都からメールで通知があり、国に答申を報告しただけでありますが、国土交通省のホームページに載せるという返事がありました。特に国からこれで良いというようなことはございませんが、このホームページにのったことによって、事業の評価が終了したことになるそうです。今後も国から

雨水についての評価、また、汚水についての答申をいただいた後も結果の通知がくることはございません。ホームページの中で確認できるということであります。雨水については、近々公表されると思います。ありがとうございました。

会長：

それでは、資料も多いようなので議題について説明をおねがいします。

事務局：

資料5の説明後、財団法人新都市建設公社の高森よりその他の資料の説明。

会長：

ポンプ場を廃止して自然流下に至った説明で何か質問はございますか。

島田委員：

最初は自然流下ですと費用と時間がかかるので、ポンプ場を作ったということですね。

会長：

当時の説明をしてください。

事務局：

当時は下水の普及が急がれているという状況がありました。その中で、自然流下という話もありましたが、自然流下の管渠よりも建設費が安かったといことでポンプ場を採用しました。

島田委員：

それを自然流下にするということですね。

事務局：

そうです、当時、管渠の工法としてシールド工法等があるのですが、費用が高く精度が良くないなど、また、下水の普及が急がれていたこともあり、ポンプ場を選択したわけです。

島田委員：

自然流下と両方考えたが、今、見直すとポンプ場を維持していくほうがコストがかかる、だから自然流下にする、ということは、過去の見方が間違っていたということですか。

事務局：

調布保谷線の用地買収により下保谷ポンプ場が自然流下にできるようになります。当時は迂回してこなくてはならないために、また地形的なものもありポンプ場が必要だったのです。

中島委員：

島田委員の疑問、もっともだと思います。下水道の場合、自然流下が基本ですから、当然検討されているでしょうし、ポンプ場を作らなければならなかった理由があることでしょう。しかし、今は条件が違っているから、比較の検討も違っている。だから、細かく説明されればよろしいかと思います。どうして、ポンプ場が廃止できるようになったのでしょうか。

事務局：

一番の考え方の変化は、調布保谷線の計画です。用地買収が進んでいる状況なので、これはこの事業について大変しんぴょう性がでてきたわけです。

中島委員：

それはこの地図でいうとどこでしょう。また、コストについて、当時はイニシャルだけの比較で、現在はライフサイクルで比較しているということもありますね。

事務局：

当時の資料は 20 数年前なので無く、中島委員が言われたとおりだと思います。

中島委員：

そのあたりも整理されておいたほうがよろしいのではないですか。

会長：

その他には。

末光委員：

資料5でいうポンプ場を廃止すると下水はどのようなルートで流れるのでしょうか。

事務局：

下保谷ポンプ場は東町ポンプ場に圧送しております。そして東町ポンプ場はまた圧送でバス通りの中央第 3 幹線に、その後、青梅街道、所沢街道をとおって清瀬水再生センターに送られます。今後、計画しているのが、下保谷ポンプ場の一部が調布保谷線を使用して、中央第 3 幹線に接続して自然流下にし、また、下保谷ポンプ場に入る汚水の一部はマンホールポンプで汲み上げる、という方法を考えております。

末光委員：

東伏見ポンプ場も低いところではないのですか。

事務局：

東伏見ポンプ場は石神井川を横断するのに無理がありますので、残すことになります。

野口委員：

自然流下方式だとかなり深い位置だから、地盤の高低さに関係なく流していけるのかなと、ただ、石神井川を考えるとポンプ場は必要だと考えています。また、最初はポンプ場を設置したが、自然流下が出来るようになったという過程の説明があれば分かりやす

いと思います。

会長：

誰が読んでも理解できるような補足説明をお願いできませんか。当時はあまり深く掘削できなかったが、今は推進でかなり深いところでも可能です。高低差を無視して施工できますし、自然流下にするとコスト的にも自然環境的にもおさえられると、そういうところで私はこういう方向になったと解釈しております。その他資料 5 についてなにかございませんか。

中島委員：

廃止しようとしているポンプ場には国庫補助金はいっていますか。また、処分制限期間をクリアしなければいけないのですが、いかがでしょうか。

事務局：

補助金はいただいております。適化法が一部改正され、かなり緩和されたと聞いております。跡地利用については、全庁的に考えておりますので、適化法に抵触しないように方法を考えていく必要があると思っております。

中島委員：

適化法が緩和されたといってもそれほど大きくはないはずです。処分制限期間は耐用年数ではなくて、法律で処分することを制限された期間ですので、公が法律違反する話になります。

事務局：

19年に委託をかけましたときのコンサルの話では、クリアできるということを聞いております。

中島委員：

本当ですか。

事務局：

緩和の条件は示されていないのですが、十年以上使っているものについてはかなり緩和されていると聞いています。

中島委員：

設備的には緩和されているでしょうが、土木建築についてはそこまでいっていないと思いますが。跡地利用についても適化法で緩和されたのは、本来目的を達したうえでの目的外使用は緩和されていますが、それをはずすような場合はまだハードルが高かった気がします。十分に各方面に確認をとられたほうが宜しいかと存じます。

事務局：

跡地利用についてもこれから検討にはいっていくわけですが、国庫補助の返還にならないような有効利用がないかと考えております。

中島委員：

跡地利用でいえば、雨水の貯留施設等とか下水道施設として位置づけることができれば、用地の点では大きな問題にはならないと思います。

島田委員：

これがはっきりしないと B/C も変わってきますね。

中島委員：

先ほどの B/C のところで、用地の便益を算定していたのですが、用地を使うための費用も発生する可能性もあります。

会長：

いずれにしましても、そのあたりがはっきりしておりませんので、最初に確認をしていただきたいと思います。

事務局：

次回では、法律の改正等の資料を提示させていただきます。

会長：

そういたします。資料 3 以降については次回の審議でということにしたいと思います。何か質問等があればメールなりファックス等でお知らせいただければ次回にそのことを取り上げながら審議させていただきます。

島田委員：

- ・ 他の資料でお伺いしたいのですが。

会長：

いかがいたしましょうか、こちらがはっきりしていませんが。

島田委員：

資料 1 の内容で処理人口がありますね。この数字は仕事が出来ていないと読むのか、それとも人が増えていないと読むのでしょうか。

会長：

いかがでしょうか

事務局（コ）：

昭和46、47年時に立てた計画の数値を処理人口としております。

島田委員：

20年先？

事務局（コ）：  
昭和46、47年ですから今から相当前です。

島田委員：  
そのときの計画はいつたてたものですか。

事務局（コ）：  
策定したときから、20年後をとというのが下水道の計画を策定するときの原則です。

島田委員：  
48年から20年をみてこの数字ですか。

事務局（コ）：  
表についての説明

島田委員：  
現行認可計画というのは23年をみてこの数字だけど、19年末でしめると193,009人だということですか。

事務局（コ）：  
評価の考え方はいろいろあるかと思います。

島田委員：  
この見直しはいつと考えるのですか。

事務局：  
5年前の計画です。23年に見直しますからそのときとは当然変わってきます。あくまでも推測値ですから、財政とか流域本部と調整してきめます。

島田委員：  
平成36年を将来として193,000人だということですか。

事務局：  
認可につきましては、あくまでも想定の人口であるということです。

島田委員：  
想定の人口で、都がつくったということですか。

事務局：  
流域下水道本部でまとめたものが流総と書かれている数値になります。

島田委員：  
それと資料1の数値はどういう数値ですか。

事務局：  
実際の数値です。

島田委員：  
計画値でこういうふうになって、実際はこうだというようなものがあるとみやすいのですが。

事務局：  
この資料としてはこれしか書きようがありませんので、そういう資料をつけなさいと、いうことであれば、別途で用意することは可能です。ただ、毎年毎年のものではなく、5年毎とかになってしまうと思います。

島田委員：  
今の事業、設備に余裕があるのかないのか、なんとかこの資料から見つけようとしたのですがみえてこないのです。

事務局：  
そのため、認可の変更も5年ごとになっています。そのようにご理解いただければと思います。

島田委員：  
資料1のその下に流入水量がありますが、現行認可計画と平成19年末と大幅にちがうのですが、どういうことですか。

事務局（コ）：  
現行認可計画には原単位に人口を掛けて算出し、19年末は実績値であります。現行認可計画ではかなり大きく汚水が排出されると見込んでいたということです。

島田委員：  
余裕があるということですか。整備状況がいいのか悪いのかそのあたりを伺いたい。

野口委員：  
この現行認可計画の数字が流量の限度いっぱいをさした数字なのかどうか。

事務局（コ）：  
現行認可計画の数値は最大の数値です。

野口委員：  
半分くらいで済んでいるとみていいのですか。

事務局（コ）：  
そうです。

中島委員：

最近、節水が進んでいますので、使用水量は当初の見込みより増えていないのが現実で、それがここに表れていると思います。ただこの数字は整備の基本になる数字ですから、これだけのめる管渠が埋設されているはずで

処理する処理場では、流れてくる量によって処理場を増設しておりますのでその部分での無駄はないはずで

島田委員：

人口は予定どおりで管は余裕があるということですか。

中島委員：

流総の数値ですが、何年か先をみているのですが、東京の現状を考えるとあまり増えな  
いだろうというような予測値をとっている。それが、19年度と将来値が変わらない結果  
になっていると思います。

島田委員：

人口の増加をみたいとおもったのは、マンションが増えてきていますが、汚水のほうは  
これから先どうなっていくのか知りたかったのです。

中島委員：

西東京市さんは、人口は増えているのでしょうか。

事務局：

27年度までの認可計画では、27年の180,600人と減っているのですが、企画政策課では  
ほぼ変わらずにいくのではないかと考えています。

末光委員：

処理区面積で当初と現行の面積の違いはどういうことですか。

事務局：

面積の見直しをした数値です。

末光委員：

事業費のなかで現行認可計画の数字は読み間違いですね。

事務局：

そのとおりでございます。

会長：

他にございますか

事務局：

最後に一点だけ、資料 5 のところでいろいろご指摘をいただいたわけですが報告書の訂正といわれましたが、この報告書についてはすでに固められておりますので、訂正がしにくい部分がございます。審議会の議事録のほうに載せさせていただいて、皆様方の意見を反映させていただくという方法をとらせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

末光委員：

抜粋ですから、もとを直すのは大変かなと思います。

事務局：

庁内の検討委員会で使われており、これで進んできましたのでお願いしたいと思いません。議事録に残させていただきたいと思いません。

会長：

時間もきましたので今日はここまでの審議としたいと思います。事務局からなにかございますか。

事務局：

次回の日程なのですが、5月中旬頃を考えておりますので、また、日程を調整させていただきたいと思いません。